

## 「第271回判例・事例研究会」

日 時	平成30年9月27日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野村 奈津子

### 【判例】

事件の表示	事 件 名 遺留分減殺等請求事件 管轄裁判所 東京地方裁判所 事 件 No. 平成18年(ワ)第9767号 判 決 請求棄却 平成22年2月4日
争 点	被相続人Aは、原告の借入のためA所有の土地に抵当権の設定(物上保証)をしていた。これが特別受益に該当するか、また該当する場合の当該特別受益の評価額。
判 旨 (要旨)	Aからの原告に対する物上保証が特別受益に該当するか、また、その評価額について検討するに、被相続人から相続人への物上保証の設定は、贈与に準じて特別受益に該当すると解するのが相当である。そして、前認定のとおり、1(1)の土地に認定されている抵当権の被担保債権額は、6350万円であり、これは1(1)の土地の評価額5212万9340円を超えているのであるから、原告は、1(1)の土地の価値を上限として、被担保債権額につき、被相続人から特別受益を受けたものと解するのが相当である。